

公益認定について

当法人で行う事業は公益目的事業に該当すると考えられることから、税制面の優遇等、公益財団法人移行の利点を鑑み、令和6年4月からの公益財団法人化を目指し、公益認定申請を行う。

定款の変更について

現行の定款を公益認定法（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律）に適合するものに変更する。
なお、変更後の定款は、公益認定後に施行する。

【主な変更内容】

- 備え置き、一般の閲覧に供する項目の追加（第9条）
- 公益目的取得財産残額の算定について追加（第10条）
- 公益認定の取消し等に伴う贈与を追加（第43条）

一般財団法人東京 2025 世界陸上財団 定款 新旧対照表

改正案	現行
<p>第 1 条～第 8 条 (略)</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項の書類のほか、<u>次の書類を</u>主たる事務所に 5 年間備え置き、<u>一般の閲覧に供する</u>とともに、定款を主たる事務所に備え置き、<u>一般の閲覧に供する</u>ものとする。</p> <p><u>(1) 監査報告</u></p> <p><u>(2) 会計監査報告</u></p> <p><u>(3) 理事及び監事並びに評議員の名簿</u></p> <p><u>(4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類</u></p> <p><u>(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</u></p> <p><u>(公益目的取得財産残額の算定)</u></p> <p><u>第 10 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 5 号の書類に記載するものとする。</u></p>	<p>第 1 条～第 8 条 (略)</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項の書類のほか、監査報告及び会計監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。</p> <p>(新設)</p>

第4章 評議員

(評議員)

第11条 (略)

2 (略)

(評議員の選任及び解任)

第12条 (略)

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) (略)

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

第4章 評議員

(評議員)

第10条 (略)

2 (略)

(評議員の選任及び解任)

第11条 (略)

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) (略)

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

- ⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第8号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人をいう。）

3 （略）

（任期）

第13条 （略）

2～3 （略）

（評議員に対する報酬等）

第14条 （略）

2 （略）

第5章 評議員会

（構成）

第15条 （略）

（権限）

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- （1）理事、監事及び会計監査人の選任及び解任
- （2）評議員及び理事、監事の懲戒処分
- （3）理事及び監事の報酬等の額

- ⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けものをいう。）又は認可法人特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人をいう。）

3 （略）

（任期）

第12条 （略）

2～3 （略）

（評議員に対する報酬等）

第13条 （略）

2 （略）

第5章 評議員会

（構成）

第14条 （略）

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- （1）理事、監事及び会計監査人の選任及び解任
- （2）評議員及び理事、監事の懲戒処分
- （3）理事及び監事の報酬等の額

- (4) 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) 重要な財産の処分又は譲受け
- (10) 重要な事項として理事会が評議員会に付議した事項
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

2 (略)

(開催)

第17条 (略)

(招集)

第18条 (略)

2～6 (略)

(議長)

第19条 (略)

2 (略)

(決議)

第20条 (略)

2 (略)

- (4) 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (新設)
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 重要な財産の処分又は譲受け
- (9) 重要な事項として理事会が評議員会に付議した事項
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

2 (略)

(開催)

第16条 (略)

(招集)

第17条 (略)

2～6 (略)

(議長)

第18条 (略)

2 (略)

(決議)

第19条 (略)

2 (略)

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 (略)

(報告の省略)

第22条 (略)

(議事録)

第23条 (略)

2 (略)

第6章 役員及び会計監査人

(役員の設置)

第24条 (略)

2～4 (略)

(役員及び会計監査人の選任)

第25条 (略)

2～4 (略)

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 (略)

(報告の省略)

第21条 (略)

(議事録)

第22条 (略)

2 (略)

第6章 役員及び会計監査人

(役員の設置)

第23条 (略)

2～4 (略)

(役員及び会計監査人の選任)

第24条 (略)

2～4 (略)

(理事の職務及び権限)

第26条 (略)

2～3 (略)

(監事の職務及び権限)

第27条 (略)

2～4 (略)

(会計監査人の職務及び権限)

第27条の2 (略)

2 (略)

(役員及び会計監査人の任期)

第28条 (略)

2～3 (略)

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 (略)

(役員及び会計監査人の解任)

第29条 (略)

2 (略)

3 (略)

(理事の職務及び権限)

第25条 (略)

2～3 (略)

(監事の職務及び権限)

第26条 (略)

2～4 (略)

(会計監査人の職務及び権限)

第26条の2 (略)

2 (略)

(役員及び会計監査人の任期)

第27条 (略)

2～3 (略)

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 (略)

(役員及び会計監査人の解任)

第28条 (略)

2 (略)

3 (略)

(役員の報酬等)

第 30 条 (略)

2 (略)

(役員等の責任の一部免除又は限定)

第 31 条 (略)

2 (略)

第 7 章 理事会

(構成)

第 32 条 (略)

(権限)

第 33 条 (略)

(招集)

第 34 条 (略)

2～5 (略)

(議長)

第 35 条 (略)

2 (略)

(役員の報酬等)

第 29 条 (略)

2 (略)

(役員等の責任の一部免除又は限定)

第 30 条 (略)

2 (略)

第 7 章 理事会

(構成)

第 31 条 (略)

(権限)

第 32 条 (略)

(招集)

第 33 条 (略)

2～5 (略)

(議長)

第 34 条 (略)

2 (略)

(決議)

第 36 条 (略)

(決議の省略)

第 37 条 (略)

(報告の省略)

第 38 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第 26 条 第 3 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 39 条 (略)

2 (略)

第 8 章 事務局

(事務局の設置)

第 40 条 (略)

2～4 (略)

第 9 章 定款の変更及び解散

(決議)

第 35 条 (略)

(決議の省略)

第 36 条 (略)

(報告の省略)

第 37 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第 25 条 第 3 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 38 条 (略)

2 (略)

第 8 章 事務局

(事務局の設置)

第 39 条 (略)

2～4 (略)

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 (略)

(解散)

第 42 条 (略)

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 43 条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により
法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である
ときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に
相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から
1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第
5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するも
のとする。

(残余財産の帰属)

第 44 条 (略)

(剰余金)

第 45 条 (略)

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 (略)

(定款の変更)

第 40 条 (略)

(解散)

第 41 条 (略)

(新設)

(残余財産の帰属)

第 42 条 (略)

(剰余金)

第 43 条 (略)

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 (略)

2 (略)

第11章 補則

(委任)

第47条 (略)

(法令の準拠)

第48条 (略)

第12章 附則

(設立者の名称・住所)

第49条 (略)

(設立時評議員、設立時理事及び設立時監事の選任方法)

第50条 (略)

(設立時代代表理事の選定方法)

第51条 (略)

(設立初年度の事業年度)

第52条 (略)

2 (略)

第11章 補則

(委任)

第45条 (略)

(法令の準拠)

第46条 (略)

第12章 附則

(設立者の名称・住所)

第47条 (略)

(設立時評議員、設立時理事及び設立時監事の選任方法)

第48条 (略)

(設立時代代表理事の選定方法)

第49条 (略)

(設立初年度の事業年度)

第50条 (略)

(設立初年度の事業計画及び収支予算)

第 53 条 (略)

附 則

この定款は、令和 5 年 9 月 1 5 日から施行する。

附 則

この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 4 条に定める公益認定を受けることを停止条件として施行する。

(設立初年度の事業計画及び収支予算)

第 51 条 (略)

附 則

この定款は、令和 5 年 9 月 1 5 日から施行する。

(新設)